

新婚世帯を応援します！

新婚世帯家賃補助制度のお知らせ

ご結婚おめでとうございます！
横瀬町では、新婚世帯の方を対象に
家賃の一部をサポートする事業を行っています。

● 補助

- ・家賃の1 / 2（最大1万円）を補助します。
- ・期間は12か月間です。
- ・補助金は9月と3月に分けて支払います。



● 対象

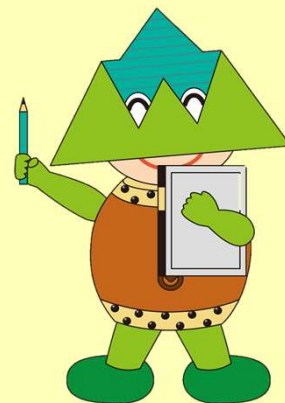
- ①婚姻の届出後2年未満で、申請する年度の3月末時点でご夫婦のいずれかが40歳を超えないこと。
- ②ご夫婦とも町内の同一世帯に住民登録していること。
- ③お住まいが公的住宅や社宅等事業主から無償で貸与されている住宅、ご親族が所有し同居している住宅でないこと。
- ④ご夫婦で居住用の住宅をお持ちでないこと。
- ⑤ご夫婦とも、生活保護法による住宅扶助等公的な家賃補助を受けていないこと。

● 申請

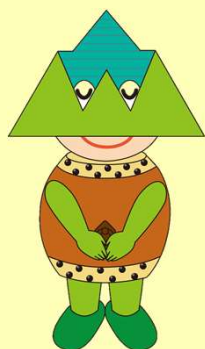
婚姻、転居、転入の届出後3か月以内に申請してください。

今すぐ申請できるかチェック！
（裏面へ続きます）

申請時チェックリスト



- 婚姻の日から2年未満
- 同居を始めてから3ヶ月以内、または同居後に婚姻をした場合は婚姻後3ヶ月以内
- 申請する年度の3月末時点でご夫婦いずれかが40歳未満
- ご夫婦とも町内の同一世帯に住民登録して居住している
- 賃貸住宅に居住している
 - ※次のような場合は除きます
 - ①公的住宅
 - ②社宅等事業主から無償で貸与されている住宅
 - ③ご親族が所有し、かつ同居している住宅等に居住する世帯
- ご夫婦とも生活保護法の住宅扶助、公的な家賃補助を受けていない
- 添付書類
 - 戸籍謄本 ※コピー不可
 - 住居の賃貸借契約書のコピー
 - 手当・補助についての勤務先による証明
 - ※町税等の滞納がある場合は補助金を受け取れません。
- その他ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。



【お問い合わせ】

いきいき町民課

戸籍・住民グループ

TEL 0494-25-0115